

議案第 3 号

日野町道路占用料徴収条例の一部改正について

日野町道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 6 年 1 月 2 3 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日野町道路占用料徴収条例(平成元年日野町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占有物件		単位		占用料	占有物件		単位		占用料
略					略				
道路法 施行令 (昭和27 年政令 第479 号。以下 「令」と いう。) 第7条第 1号に掲 げる物 件	略				道路法 施行令 (昭和27 年政令 第479 号。以下 「令」と いう。) 第7条第 1号に掲 げる物 件	略			
	幕(令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く)	祭礼、縁日その他の 催しに際し一時的に 設けるもの	その面積1 平方メー トルにつ き1月	10円		幕(第7条 第4号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く)	祭礼、縁日その他の 催しに際し一時的に 設けるもの	その面積1 平方メー トルにつ き1月	10円
		その他のもの	その面積1 平方メー トルにつ き1日	100円			その他のもの	その面積1 平方メー トルにつ き1日	100円
略				略					
略					略				

<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この<u>項</u>において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この<u>項</u>において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3～7 略</p> <p>8 占用料は、1月未満の占用に限り本表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>9 略</p>	<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この<u>号</u>において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この<u>号</u>において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3～7 略</p> <p>8 占用料は、1月未満の占用に限り本表に定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>9 略</p>
---	---

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。